

懲戒処分に係る標準的な処分量定一覧

三重県教育委員会
令和元年5月9日

事 由		免職	停職	減給	戒告
1 一 般 服 務 関 係	(1)欠勤(正当な理由がない場合)				
	① 10日以内			○	○
	② 11日以上20日以内		○	○	
	③ 21日以上	○	○		
	(2)遅刻・早退(正当な理由がない場合)				○
	(3)休暇の虚偽請求			○	○
	(4)勤務態度不良(公務運営に支障を生じさせた場合)			○	○
	(5)職場内秩序を乱す行為				
	① 暴行		○	○	
	② 暴言			○	○
	(6)虚偽報告			○	○
	(7)営利企業等への無許可従事			○	○
	(8)違法な職員団体活動				
	① 同盟罷業、怠業その他の争議行為			○	○
	② 争議行為の企て、共謀、そそのかし、あおり	○	○		
	(9)入札談合等に関与する行為	○	○		
	(10)政治的目的を有する文書の配布				○
	(11)秘密漏えい(公務運営に重大な支障を生じさせた場合)				
	① 故意の秘密漏えい	○	○		
	② ①のうち、自己の不正な利益を図る目的	○			
	③ 情報セキュリティ対策のけ怠による秘密漏えい		○	○	○
	(12)個人の秘密情報の目的外収集			○	○
	(13)個人情報の紛失、盗難			○	○
	(14)公文書の不適正な取扱い				
	① 公文書偽造し、変造し、虚偽公文書作成、毀棄	○	○		
	② 決裁文書の改ざん	○	○		
	③ 公文書の改ざん、紛失、誤廃棄、その他(公務運営に重大な支障を生じさせた場合)		○	○	○
	(15)セクシュアル・ハラスメント(児童生徒、他の教職員等を不快にさせる性的な言動等)				
	① 強制わいせつ、職務上の立場利用による性的関係・わいせつな行為	○	○		
	② 意に反することを認識の上での性的な言動の繰り返し		○	○	
執拗な繰り返しにより強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患	○	○			
③ 意に反することを認識の上での性的な言動			○	○	

懲戒処分に係る標準的な処分量定一覧

三重県教育委員会
令和元年5月9日

事 由		免職	停職	減給	戒告
	(16)体罰				
	① 児童生徒が死亡又は重大な後遺症を残す傷害を負った場合	○	○		
	② ①以外の場合		○	○	○
	(17)不適切事務処理 (公務運営に重大な支障を与え、又は県民等に重大な損害を与えた場合)	○	○	○	○
2 公 の 財 産 取 り 扱 い 関 係	(1)横領・窃取・詐取	○			
	(2)紛失				○
	(3)盗難(重過失による場合)				○
	(4)損壊(故意による場合)			○	○
	(5)失火等(過失による場合)				○
	(6)違法支払・不適正受給(故意による場合)			○	○
	(7)公金等処理不適正			○	○
	(8)コンピュータの不適正使用(公務運営に支障を生じさせた場合)			○	○
3 公 務 外 非 行 関 係	(1)放火・殺人	○			
	(2)傷害・暴行・けんか				
	① 傷害	○	○	○	
	② 暴行・けんか			○	○
	(3)器物損壊(故意による場合)			○	○
	(4)横領				
	① 横領	○	○		
	② 遺失物等横領			○	○
	(5)窃盗・強盗				
	① 窃盗	○	○		
	② 強盗	○			
	(6)詐欺・恐喝	○	○		
	(7)賭博				
	賭博			○	○
常習賭博	○	○			
(8)麻薬等の所持等	○				
(9)酩酊による粗野な言動等			○	○	
(10)淫行	○	○			
(11)わいせつ行為	○	○	○		
4 監 督 責 任	(1)指導監督不適正		○	○	○
	(2)非行の隠ぺい等		○	○	